

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。

## ワークショップに参加してみよう

事前  
予約制

8月15日号の市議会だよりでお知らせしたテーマのサブタイトルが下記のとおり決定しました。

暮らしやすい太田市について、議員と一緒に考えてみませんか？

日時 11月6日(金)、午後6時30分～8時30分



### 災害対策について

- ①避難所
- ②情報
- ③災害弱者

太田行政センター

### 子育てについて

- ①学童保育
- ②保育・教育
- ③子どもの安全

九合行政センター

### ごみ対策について

- ①ごみの減量
- ②ごみの分別
- ③ごみステーション

鳥之郷行政センター

※詳しくは8月15日号の市議会だよりまたは市HPをご覧ください。

議会総務課 0276-47-1806

## 敬老の日は住宅用火災警報器の設置を確認しよう

住宅火災による死亡原因は逃げ遅れが最も多く、死者の70%以上が高齢者です。そこで、警報音や音声で火災発生を知らせる住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。

### ●設置が義務付けられている場所

寝室、階段

### ●設置をお勧めする場所

台所、全ての居室

※ホームセンターなどで購入できます。

※消防署が訪問販売することはありません。悪質な訪問販売にはご注意ください。

消防本部予防課 0276-33-0202



## まちづくり

### 都市計画案の縦覧

都市計画課 0276-47-1839

該当地区 下表のとおり

※位置図については広報おた7月1日号をご覧ください。

県案 太田都市計画区域区分の変更(①～⑧)

市案 A=太田都市計画用途地域の変更(①～⑨)・太田都市計画地区計画の変更(①～⑫) B=太田都市計画土地地区画整理事業の廃止(⑨)

縦覧期間 9月15日(火)～29日(火)、午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

会場 県案・市案A=都市計画課(市役所7階) 市案B=市街地整備課(同6階) 0276-47-1841

※案は市HPでも縦覧できます。

※県案は県都市計画課(県庁22階)や太田土木事務所でも縦覧できます(土・日曜日、祝日を除く)。

意見書の提出 9月29日(火)まで(必着)に縦覧会場にある意見書に必要事項を記入して郵送または直接、県案は県都市計画課、市案Aは市都市計画課、市案Bは市街地整備課へ

番号	地区名	番号	地区名
①	東金井東今泉	⑦	新田上中
②	別所脇屋	⑧	丸山
③	飯塚東矢島	⑨	東別所南部
④	富若	⑩	石原町下小林町
⑤	只上	⑪	吉沢
⑥	別所脇屋 新田小金井	⑫	市場前原

### 都市計画原案の閲覧と公聴会を実施します

まちづくり推進課 0276-47-3320

太田駅南口第四地区(下図)で高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の指定を行います。

### 閲覧

日時 9月15日(火)～29日(火)、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

会場 まちづくり推進課(市役所7階)

### 公聴会

日時 10月7日(水)、午前10時～  
※公述人がいない場合は中止します。

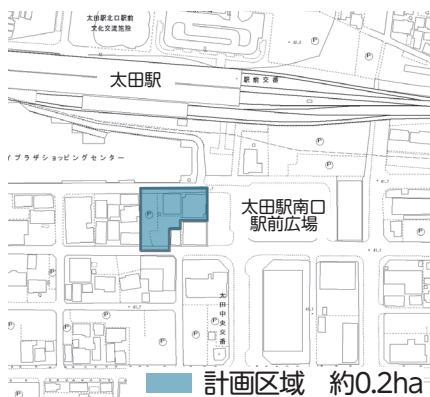
会場 市役所3階大会議室

公述の申し出 9月29日(火)まで(必着)に、閲覧会場にある申出書に必要事項を記入して郵送または直接、まちづくり推進課(〒373-8718 住所不要)へ

公述人の選定 申し出た人の中から市長が選定

傍聴 当日、直接会場へ

※会場の都合で入場できない場合があります。



## お知らせ

### 大隅俊平美術館の臨時休館

大隅俊平美術館 0276-20-6855

期間 9月23日(水)～28日(月)

### 10月は「土地月間」です

都市計画課 0276-47-1839

大規模土地取引は届け出が必要です。一定面積以上の土地取引を行った場合には、買い主は市町村を經由して県知事宛てに届け出を行う必要があります。忘れずに提出してください。

### 届け出が必要な面積

- 市街化区域内:2000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域内:5000㎡以上

届け出期間 売買契約を締結した日から起算して2週間以内

### 意見公募手続による市民の意見を募集

#### 太田市債権管理条例(素案)について

収納課 0276-47-1935

閲覧期間 9月16日(水)～10月16日(金)  
閲覧場所 収納課(市役所2階)、市政情報コーナー(同1階)、各行政センター、市HP

意見の提出 10月16日まで(消印有効)に直接または郵送、ファクス、メールで、収納課(〒373-8718 太田市浜町2番35号 0276-47-1873 010600@mx.city.ota.gunma.jp)へ

### ハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニの販売

県市町村振興協会  
027-290-1350

ハロウィンジャンボの賞金は1等・前後賞合わせて5億円、ハロウィンジャンボミニは1等1千万円。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりなどに使われます。

販売期間 9月23日(水)～10月20日(火)

※インターネットでも

購入できます。



## 税金

### 家屋を取り壊したら届け出を

資産税課 0276-47-1819

家屋の固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるため、手続きをしないと引き続き課税されます。

まだ届け出が済んでいない人は、年内の手続きをお願いします。

## 滞納整理を強化しています

収納課 0276-47-1936

### 税金の納付は期限内に

滞納された人へ督促状や催告書を発送しています。通知が届いても納付や相談の連絡がない人には、税負担の公平性を保つために財産(預・貯金、給与、年金、生命保険、土地建物、自動車、所得税還付金など)の差し押さえを行うなど、滞納整理を強化しています。

### 滞納した場合は速やかな納付を!

税金は私たちの生活に密着した行政サービスの貴重な財源です。滞納した税金がある場合は速やかに納めてください。一時的に納められず困っている人(失業・病気・事業不振など)は早急に相談ください。

### 延滞金がかかります

#### 延滞金の割合

納期限の翌日から1カ月を経過する日まで→年2.6%

1カ月を超えると→年8.9%

### 納期限後の滞納整理の流れ

- ①督促 納期限までに納付されない場合、納期限後20日以内に督促状を発送
- ②催告 督促しても納税されない場合、催告書を発送。電話や自宅に訪問を行う場合があります
- ③財産調査 金融機関や勤務先などに調査。さらに必要に応じて自宅や事務所などを捜索
- ④滞納処分 財産調査により見つかった財産を差し押さえ、取り立てた現金や公売で売却した代金を滞納の税金に充当

### 差し押さえ件数および換価額(年度別推移)

令和元年度

1801件 2億6725万1565円

平成30年度

2131件 2億5451万1463円

平成29年度

1747件 1億7130万1034円

## 市税の9月納税

期限内納付をお願いします

●納期限:9月30日(水)

●税目:固定資産税第3期  
国民健康保険税第3期

※期限を過ぎると、延滞金がかかります(1000円以上の場合のみ)。  
※口座振替は、便利・安心・確実な支払い方法です。随時、申し込みを受け付けています。

収納課 0276-47-1936

